

令和2年 第13回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 令和2年8月18日

至 令和2年8月18日

陸別町教育委員会

令和2年 第13回 陸別町教育委員会会議録

招集の場所	陸別町役場 3階 委員会室			
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年8月18日 午前9時25分	教育長	有田 勝彦
	閉会	令和2年8月18日 午前10時15分	教育長	有田 勝彦
委員の出席 及び欠席 ○出席を示す ×欠席を示す	教育長	有田 勝彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	西岡 愛則	○	
	委員	小木 育子	○	
	委員	後藤 和美	○	
会議録署名委員	後藤 和美			
説明のため会議 に出席した 者の職氏名	次長	空井 猛壽	主任主査	大鳥居 仁
	主幹	北村 正利		
	所長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主任	角谷 亮輔		
会議に付 した事件	議案第25号－令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択について			
	議案第26号－令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択について			
	議案第27号－令和3年度使用教科書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について			
	議案第28号－令和2年度教育費等補正予算案について			
会議の経過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 　　ただいまより、令和2年第13回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 　　本日の会議録署名委員は、後藤委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 　　事務報告を行います。

事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 　　それでは1ページをお開きください。

事務報告です。前回の会議では事務報告をしておりませんでしたので、7月1日からになります。

管理関係でございます。かいつまんで報告申し上げます。

まず4日ですけれども陸中の土曜授業、これは4日と11日に計2回行っています。

それから17日でございますが、陸別町通学路安全推進会議というものを第3会議室で行っております。これについてはですね、陸別町の通学路に対して小中学校、それから警察、道路管理者等が集まって、通学路が安全なのかどうなのか後で合同点検しましょうというような申し合わせをした会議でございます。小中学校からここが危険ではないのかという指摘を受けて、9月以降合同点検をすることとなっております。

なお、17日同日ですけれども、陸別町児童生徒生活指導連絡協議会が第3会議室でございました。これは夏休み前にどのような生活指導をしているかということと、警察から足寄、本別、陸別の犯罪の状況とかそのようなことを情報交換するような会議でございます。

21日、第4回目の陸別町校長教頭会議がございました。

同日、第2回の公立高等学校配置計画地域別検討協議会が幕別町であり、教育長が出席しております。

飛びまして22日と30日、8月6日でございますが、第12地区の教科書採択教育委員会協議会が実施されてきております。今日議題になっております中学校の教科書について協議されたところでございますが、これに関連した協議でございます。

29日は小学校の第1学期の終業式です。夏季休業は昨日で終わりました、今日は始業式と

なっております。

飛びまして8月7日、中学校の終業式が行われております。これも17日までが夏休みで今日始業式となっております。

管理関係は以上です。

○大鳥居主任主査 続きまして社会教育のほうを御報告させていただきます。

7月15日、十勝社会教育委員協議会の第1回役員会ということで、社会教育委員長であります桜井校長先生が芽室町に赴いております。

17日、第1回の家庭教育学級運営委員会ということで会議を行い、運営委員長ほか役割分担をしたところです。

25日、公民館のほうですけれども、令和2年度の第1回リサイクル会ということですのでけれども、8月の14日まで行いました。利用者は32名のご利用がありまして、全部でリサイクルの本は524冊出したのですが、166冊が利用されたということで、コロナの関係で減るかと思ったのですが、それなりの利用者数、利用冊数になったかと思えます。

8月1日、久しぶりに社会教育講座が実施できました。自然体験講座ということで、今年は水中生物講座もラフティングも中止になったのですが、それに代わる形で川釣り体験を実施しております。こちらのほうは町内のルアーアングラーズクラブ、釣り同好会の皆さんと観光協会さんの協力をいただきまして、観光協会で持っておりますニジマスの放流事業の一部をここに充ててもらおうという形で、参加者は小学生10名と移住体験家族が全部で4名、移住体験の家族は保護者2名と小学生1名、幼児1名の4名なのですが、この子どもたちにニジマスの放流を手伝ってもらうことから始めて、放流したニジマスをその直後に釣るという川釣り体験なのですが、それでもかかった時の感触とか、全員が1匹以上釣り上げましたので全員が体験することができました。

それから8月4日、6日には地域学校協働活動が行われていて、4日には画家の由良先生に来ていただいて、昨年も来ていただいたのですが美術指導を全学年にさせていただいております。

6日の食育なのですが、JA青年部に御協力をいただいて毎年中学3年生に美味しいものを食べさせていただいているのですが、今年は濱田旅館の濱田正志さんに来ていただいて豪華な和食をふるまわせていただいております。

13日には、令和3年成人記念事業実施の実行委員会が実施されております。この会議で確定したことは、例年どおり1月3日に実施するというのと、式典は行うのですが、そのあとの祝賀会はなかなか行政的には飲み食いをぜひやりなさいとは言えない状況にあることを説明をして、宿題になってはいますが、これに代わるものができるかとか、あるいは記念品に替えて出すとかいろいろなことを皆さんに検討していただいているところです。

この会議で実行委員長は山崎誠也さんに決まりまして、副実行委員長が役場の今野麻梨さんに決まったと、それから代表は中谷健斗さんがやってくということになっております。

それから社会体育関係に移らせていただきます。

7月10日から始まりました5歳児水泳教室です。今年は16名と結構多いのですが、先週8月17日までの間で全9回行っております。無事すべて中止なく終了しました。

7月31日、第2回の陸別町スポーツ振興基金運用委員会ということで、今年コロナの関係でスポーツ振興基金の運用委員会の議題件数は少ないのですが、この時は十勝地区のサッカー4級の新規認定講習会1件ということで、今のところまだ2回しか会議を行っておりませんが両方とも審判関係の認定講習会の実績が残っております。

以上です。

○空井次長　それでは今後の予定について説明したいと思います。

2ページ目をごらんください。

本日ですが、小中学校とも第2学期がスタートしております。

明日になりますが、第5回目の定例の校長教頭会議の開催予定としております。

26日になりますが、今年度コロナの関係で会議が開催できなかった子ども発達支援連絡会の第1回目を開催する予定としております。

27日は文化祭の実行委員会が開催されまして、文化祭そのものの実施の可否も含めてここで検討されるものと思われまます。

それから28日ですが、水泳プールの最終日となっております。

一般開放につきましては8月28日で終了しますが、少年団ですとか学校の授業でできなかった部分があれば延長をするということにしております。

9月2日になりますが、十勝教育局の義務教育指導班の学校訪問、今回は陸別中学校となります。

9月8日ですが、町議会の9月定例会の開会が予定されております。今回お諮りする関連予算につきましては、後の議案で触れさせていただきたいと思っております。

9月12日ですが、陸別小学校の大運動会が開催される予定となっております。中身的には縮小となりまして午前中開催となる見込みであります。なお、この小学校の大運動会を12日に開催するにあたりまして、当初予定しておりました陸小まつりは中止となっております。

以上今後の予定と事務報告とさせていただきます。

○有田教育長　それでは事務報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○有田教育長　次に報告事項ですけれども本日は報告事項はありません。

◎議案審議

○有田教育長　それでは議事に入ります。

議案第25号、令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてを議題とします。
事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　議案第25号、令和3年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてであります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定により、令和3年度に使用する小学校用教科用図書を次のとおり採択するというものであります。それではこの法律の第14条を御説明したいと思っておりますので、議案書4ページ目をお開きください。

4ページの下段になります。同一教科用図書を採択する期間ということで、この第14条の規定によりますと、政令で定める期間毎年度種目ごとに同一の教科書を採択するものとするということでありまして、この政令で定める期間につきましては5ページ目の下段にあります。政令の第15条の第1項の規定で4年とするということ規定されているものでございます。

3ページ目にお戻りいただきまして、今回御提案する小学校用の教科用図書につきましては、令和2年度から新学習指導要領が完全実施されるということに伴いまして、令和元年第13回教育委員会会議で御採択いただいたものでございますが、先ほど法律を御説明しましたが、法の第14条の規定によりますと、毎年度採択することとされているところから今回昨年と同様の中身となりますけれども、御提案をさせていただいているところであります。

それでは、3ページに戻りまして図書一覧をごらんください。

国語につきましては教育出版。書写につきましても教育出版。社会、東京書籍。地図、帝国書院。算数、東京書籍。理科、教育出版。生活、教育出版。音楽、教育出版。図画工作、日本文教出版。家庭、開隆堂出版。保健、学研教育みらい。英語、教育出版。道徳、東京書籍であります。なお、小学校の教科書につきましては、先ほど政令のところで御説明させていただきましたが、4年間採択することとなりますので、今年度から使用しておりますので令和2年度から令和5年度までの4年間同じ教科書を使用することとなります。

6ページ以降にですね、採択結果と理由一覧がございますので、これにつきましても昨年御提案させていただいたものと同一内容になります。併せて御参照いただければと思います。

以上簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○有田教育長　それでは議案第25号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　議案第25号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第26号、令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第26号、令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択についてであります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、令和3年度に使用する中学校用教科用図書を次のとおり採択するというものであります。

議案書戻っていただきまして4ページをごらんください。

4ページの下段、第13条第5項の下線を引いているところをごらんいただきたいと思いますが、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと定められております。当町が属しますのは第12地区教科書採択協議会でありまして、こちらの採択結果に基づきまして、今回教科書採択の御提案をさせていただいているところでございます。

それでは議案書9ページをお開きください。

中学校用教科用図書一覧であります。国語につきましては教育出版。書写、教育出版。社会地理的分野、歴史的分野、公民的分野、それぞれ東京書籍。地図、帝国書院。数学、東京書籍。理科、新興出版社啓林館。音楽一般、器楽合奏、教育出版。美術、日本文教出版。保健体育、学研教育みらい。技術家庭、技術分野、家庭分野ともに開隆堂出版。外国語、教育出版。道徳、東京書籍であります。中学校の教科書につきましては令和3年度、来年度から新学習指導要領が完全実施されることとなりますので、今回の御提案につきましては新たに教科書を採択しようとするものであります。

小学校のところでも御説明しましたが、政令の定めるところによりました採択の期間は4年間、中学校につきましては令和3年度から令和6年度の4年間使用することとなります。第12地区の採択結果、それから採択理由、関連通知につきましては議案書10ページから16ページに資料を掲載しておりますので、併せて御確認いただければと存じます。なお参考事項になりますが、各種目等の現在使用している教科書と同一の発行者による教科書でありまして、変更がありませんことを申し添えておきたいと存じます。

以上簡単であります提案理由の説明とさせていただきます。以降御質問によってお答えいたしますので御審議のほどよろしく願いいたします。

○有田教育長 ありがとうございます。私のほうから若干補足をさせていただきます。

1ページの事務報告で御報告しておりますけれども、7月22日、第4回の教科書採択の協議会が開かれております。これには管内の教育長が委員として出席しております。第4回の時については教科ごとに委員会が設けられまして、全3回の委員会で調査研究をさせていただいております。その調査研究した内容をですね、第4回の7月22日のときに我々委員の前で各委員会の委員長と副委員長が出席をして調査結果について報告をさせていただいております。それぞれ教科ごとに複数社ありますけれども、それぞれについて特徴的なところだとか、いいとこ

る等について説明を受けております。その後7月30日の第5回目のときに2社に絞っております。2社に絞っていくと。これは各教育長であります委員のほうからどの会社がいいという意見を出し合った中で多数推薦されると思われるもの2社を決定いたしまして、最終8日の第6回の時には2社のうちから1社を採択するというので、今回の採択の提案となっております。さきほど次長が申し上げたとおり教科書については本年度使っている教科書とすべて同様の教科書をですね、採択をされているということでもあります。11ページにはそれぞれ教科ごとに採択結果が出ていますけれども、基本的には2、3社から、多いところでは6、7社の教科書があるのですけれども、基本的には国の検定をすべて通った教科書を調査しておりますので、それほど不備があるということではないかなと思います。ただ、全国でいろいろな教科書を採択しているわけでありまして、北海道としては例えばアイヌ文化ですとか、地理的な表現だとか写真、身近な話題を取り上げているとかを尊重しながら選ばれているのかなというところでもあります。今年と同じ発行者になったわけでありまして、小学校の発行者とも連動しているのかなということもありまして、現場で使いやすい、教えやすい教科書になっているのかなということで、この採択をお願いしたいと思っているところでもあります。

それでは議案第26号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 議案第26号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第27号、令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第27号、令和3年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてであります。令和3年度使用の小学校及び中学校教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について、次のとおり採択するというものがあります。

まず、学校教育法附則第9条の御説明をさせていただきますので、議案書18ページ目をお開きください。学校教育法の第34条と附則第9条で、議案第27号の法令根拠となるわけですが、まず第34条をごらんいただきますと、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない、つまり検定済の教科書を使用しなければならないという法の定めではありますが、附則の第9条におきまして、当町の場合でいきますと、特別支援学級においては当面の間第34条第1項の規定に関わらず検定済以外の教科書を使用することができるという規定になっております。当町におきましては、特別支援学級がありますけれども、特別支援学級については検定済の教科書以外のこれから皆さんに採択していただきます一般図書を使用できるというものであります。

それでは議案書17ページをお開きください。学校教育法附則第9条に規定する教科用図

書、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については令和3年度使用小中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料、令和2年6月北海道教育委員会作成のすべての図書を採択する。ということであります。いま採択参考資料を回覧というかたちで大変申し訳ありませんがごらんいただければと思います。

（回覧に供する）

○空井次長 議案書の10ページに、中学校の教科用図書の採択結果一覧がありますが、その1番下にですね、附則第9条に関わる採択参考資料については、第12地区教科書採択教育委員会協議会ですべての図書を採択するというので決定を受けたものでございます。今回この一般図書につきまして委員の皆さんの採択をいただけましたら、当町の小中学校の特別支援学級の教材として使用することができる一般図書となりまして、これは各学校長の裁量で採用ができるというものになります。

以上簡単ではございますが議案第27号の提案理由の説明とさせていただきます。

以降御質問によってお答えさせていただきますので御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○有田教育長 ありがとうございます。

○小木委員 絵本とかそういうものもあるんですね。

○有田教育長 そうですね、教材的な使い方ということで。

○小木委員 わかりました。

○後藤委員 これは以前からこうなのですか。最近からですか。

○有田教育長 昔からです。

○後藤委員 うちの息子も受けていたので。たしか絵本かなにか写真が付いているものを使っていたものですから。

○有田教育長 この中から選んで活用するということになります。

それでは議案第27号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 議案第27号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

次の議案ですが、議案審議の前に、議案第28号については教育事務の議会の議案について町長への意見の申出に関する事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第1項第4号の規定により非公開としたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 それでは非公開とします。

（以下、非公開）

○有田教育長 これより、会議を公開いたします。

◎その他の事項

○有田教育長 次にその他に入ります。まず委員の皆さんから何かありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは事務局からお願いします。

○空井次長 それでは何点か御報告をさせていただきます。

さきほど若干触れましたが、小中学校のエアコン工事の進捗状況についての報告であります。工事自体につきましては、8月10日に両校とも完了しております。8月11日には試験運転を行いまして、11日には小学校においては個別学習ウィークが行われておりまして、涼しい環境で1年生、2年生4名ほどが登校していたのですが、涼しい環境で学習していただいたところでもあります。なお、こちらの工事につきましては建設課から発注されたものでありまして、現時点で工事の完成検査は行われていない状況で、本来であれば使用ができないところでもありますけれども、気温の高い季節でもありますので、特別に許可といたしますか、御理解をいただきまして、あくまでも試運転という形ですが小中学校に使っていただいてもよろしいですよということをお話をいただいたところでもあります。

なお、明日、校長教頭会議を予定しておりますが、このエアコンの使用方法についてですね、簡単なルールを決めて明日伝達しようとしているところでもあります。

2点目につきましては小中学校の通信環境、いわゆるWi-Fi環境の工事でありますけれども、こちらにつきましてはLANの配線工事はほぼ完了しておりまして、現在Wi-Fiの受信機を各教室に設置する工事を行っておるところでございます。現時点でまだWi-Fiが繋がっているわけではありませんので、まだまだ工事中という段階であります。

それから、これに関連して1人1台のタブレットの整備ですが、現時点におきまして解決しなければならない課題がありまして、それを解決したうえでの入札となりますので、現時点で発注できていないことを御報告申し上げます。できる限り早期に発注させていただきまして年度内の納入を目指して力を尽くしていきたいと考えております。以上です。

○有田教育長 いまその他報告がありましたけれども、その件について何か質問があればと思いますがいかがですか。

○西岡委員 当初はエアコンは今年中にできればと言っていましたよね。

○有田教育長 そうですね。

○空井次長 エアコン自体は10月末を工期としているのですけれども、スムーズに工事が進みまして、変圧器あたりは納入に時間がかかると言われていたのですが、これも早期に納入ができましたことから早く設置ができたところでございます。

○有田教育長 その他何かありませんか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは、皆さんないようでありましたので、以上をもちまして、令和2年第13回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前10時15分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 後 藤 和 美

会議録作成職員 角 谷 亮 輔